

議員パソコンの借入に係る一般競争入札の公告

次のとおり一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令167条の6第1項の規定により公告します。

平成29年8月30日

議会事務局長 深 澤 肇

1 一般競争入札に付する事項

- (1) 借入物品等の名称及び数量
議員パソコン等 一式
- (2) 借入物品等の内容
議員パソコンの借入に係る入札説明書に定める内容であること。
- (3) 借入期間
平成29年10月1日から平成34年9月30日まで
- (4) 納入場所
山梨県議会事務局長が指定する場所

2 参加資格

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 物品等に係る競争入札に参加する者に必要な資格(平成14年2月28日山梨県告示第64号)に規定する物品購入等入札参加有資格者名簿に登載されている者であること。
競争入札に参加する者に必要な資格等に関する事項の照会並びに申請書の提出先
 - (郵便番号) 400-8501
 - (所在地) 山梨県甲府市丸の内一丁目6番1号
 - (機関名) 山梨県出納局管理課調度担当
 - (電話番号) 055-223-1395
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)でないこと。又は法人であって、その役員が暴力団員でないこと。
- (4) 入札告示の日から入札の日までの間に山梨県から「山梨県物品購入等契約に係る指名停止等措置要領」に基づく指名停止を受けている日が含まれている者でないこと。
- (5) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続き開始の申し立て、又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき民事再生手続き開始の申し立てがされている者(更正手続き開始又は民事再生手続き開始の決定を受けた者を除く。)でないこと。

3 入札手続等

- (1) 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先
郵便番号 400-8501
山梨県甲府市丸の内一丁目6番1号 山梨県議会事務局総務課総務担当
電話 055-223-1812
- (2) 入札説明書の交付方法
この公告の日から平成29年9月5日(火)までの山梨県の休日を定める条例(平成元年山梨県条例第六号)に定める県の休日(以下「県の休日」という。)を除く毎日、午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで3の(1)の交付場所において交付する。

(3) 入札参加資格確認申請書の提出方法

平成29年9月1日(金)から平成29年9月7日(木)までの県の休日を除く毎日、午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までに山梨県議会事務局総務課総務担当(山梨県甲府市丸の内一丁目6番1号)に持参すること。

(4) 入札参加資格審査結果の通知

入札参加資格審査結果は、書面により通知する。

(5) 入札及び開札の日時及び場所

平成29年9月13日(水)午後2時 山梨県議会(郵便番号400-8501山梨県甲府市丸の内一丁目6番1号)委員会室棟2階大会議室

(6) 郵便による入札書の受領期限及び場所

平成29年9月13日(水)正午までに山梨県議会事務局総務課総務担当(郵便番号400-8501山梨県甲府市丸の内一丁目6番1号)に必着すること。

(7) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(8) 入札の無効

この公告に示した一般競争入札の参加資格のない者の行った入札、入札条件に違反した者の行った入札、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)に違反し、価格又はその他の点に関し、明らかに公正な競争を不当に阻害したと認められる者が行った入札その他山梨県財務規則(昭和39年山梨県規則第11号。以下「規則」という。)第129条各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

(9) 落札者の決定方法

規則第127条第1項の規定により定められた予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

4 その他

(1) 契約の手續において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

免除

(3) 契約保証金

契約を締結しようとする者は、入札説明書で定める契約保証金を納めなければならない。ただし、規則第109条の2の規定に該当する者は、これを免除する。

(4) 契約書作成の要否

要

(5) 長期継続契約

この公告に係る入札の結果、落札者との間で締結することとなる契約は、山梨県長期継続契約を締結することができる契約を定める条例(平成17年山梨県条例第90号)に基づく長期継続契約である。翌年度以降において当該契約に係る予算の減額又は削除があった場合は、当該契約を解除することがある。

(6) その他

詳細は、入札説明書による。